

調布市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の市町村の指定同意に係る手続等に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、調布市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年調布市規則第17号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第4項第4号及び第115条の12第2項第4号に規定する市町村長の同意に係る手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）及び規則で使用する用語の例による。

(調布市内の指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所を他市町村長が指定する場合の調布市長が同意する基準)

第3条 調布市長は、他市町村長が調布市内の指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市内事業所」という。）を指定する場合は、原則として、別表に定める同意基準により同意するものとする。

(同意の手続等)

第4条 調布市長は、他市町村長が市内事業所を指定する場合は、次の各号の手続により同意等を行うものとする。

- (1) 市内事業所は、調布市外の被保険者（以下「市外被保険者」という。）から利用相談を受け、かつ他市町村長の指定を受けようとする場合は、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定同意事前協議書（第1号様式）により、調布市長に事前協議を行うとともに、当該市外被保険者の属する市町村長に指定手続等について確認（以下、同条において「事前協議等」という。）を行うものとする。

- (2) 市内事業所は、前号の規定により事前協議等を行った結果、調布市長の同意及び他市町村長の指定の意思等について確認が取れたときは、当該他市町村長に対し、調布市長に他市町村長の指定に係る同意の協議を行うことを求めるものとする。
- (3) 前号の規定により同意の協議を行うことを求められた当該他市町村長は、調布市長に対し指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定同意協議書（第2号様式）により協議を行うものとする。
- (4) 調布市長は、前号の規定により協議があったときは、別表に定める同意基準に適合するか審査し、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所指定同意（不同意）書（第3号様式）により、当該他市町村長にその旨を通知するものとする。
- (5) 調布市長は、前号の規定による同意に際して、条件を付すことができるものとする。
- (6) 第3号に規定する第2号様式は、同意先市町村が規定する様式があれば、これに代えることができるものとする。

（調布市外の指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所を調布市長が指定する場合の基準）

第5条 調布市長が、調布市外の指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所（以下「市外事業所」という。）を指定する場合は、原則として、別表に定める市外事業所指定基準により指定するものとする。

（市外事業所の指定の手続等）

第6条 調布市長は、市外事業所を指定する場合は、次の手続により指定等を行うものとする。

- (1) 市外事業所は、調布市内の被保険者（以下「市内被保険者」という。）から利用相談を受け、かつ調布市長の指定を受けようとする場合は、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所他市町村指定同意事前協議書（第4号様式）により、調布市長に事前協議を行うとともに、当該市外事業所の属する他市町村長に同意の意思について確認（以下、同

条において「事前協議等」という。)を行うものとする。

- (2) 市外事業所は、前号の規定により事前協議等を行った結果、調布市長の指定及び他市町村長の同意の意思等について確認が取れたときは、調布市長に指定地域密着型（介護予防）サービス事業所他市町村指定同意協議願い書（第5号様式）を提出するものとする。
- (3) 調布市長は、前号の規定により願い書の提出を受けたときは、別表に定める市外事業所指定基準に適合するか審査し、適合するときは、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所他市町村指定同意協議書（第6号様式）により当該市町村長と協議を行うものとする。
- (4) 調布市長は、前号の規定により協議を行った結果について、指定地域密着型（介護予防）サービス事業所他市町村指定同意（不同意）通知書（第7号様式）により、当該願い者にその旨を通知するものとする。
- (5) 前号の規定により同意通知書を受けた当該市外事業所は、規則に定めるところにより調布市長に指定申請を行うものとする。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は平成19年4月1日から施行する。

（若年性認知症の者を対象とする事業所）

2 若年性認知症の者を対象とする指定認知症対応型通所介護事業所に対する同意及び指定については、指定密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発033104・老振発0331004・老老発0331017厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）の第3 地域密着型サービス・ニ 認知症対応型通所介護・1 基本方針（基準第41条）の③によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成24年12月1日から施行する。

(若年性認知症の者を対象とする事業所)

2 若年性認知症の者を対象とする指定認知症対応型通所介護事業所に対する同意及び指定については、指定密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発033104・老振発0331004・老老発0331017厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）の第3 地域密着型サービス・ニ 認知症対応型通所介護・1 基本方針（基準第41条）の③によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成25年10月1日から施行する。

(若年性認知症の者を対象とする事業所)

2 若年性認知症の者を対象とする指定認知症対応型通所介護事業所に対する同意及び指定については、指定密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発033104・老振発0331004・老老発0331017厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）の第3 地域密着型サービス・ニ 認知症対応型通所介護・1 基本方針（基準第41条）の③によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成27年6月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成28年4月1日から施行する。

(地域密着型通所介護事業所)

- 2 指定地域密着型通所介護事業所に対する同意及び指定については、法第78条の2第9項の規定に基づき、調布市長と他市町村長との協議により締結された協定書がある場合は、その協定書の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和3年6月23日から施行する。ただし、改正後の第1号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式は、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 同意基準

(市内事業所を他市町村長が指定する場合の調布市長が同意する基準)

サービスの種類	基準
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	市外被保険者 (調布市に住民登録がある住所地特例者を除く) の割合は、当該事業所の定員の2割以内であること
認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	市外被保険者の割合は、当該事業所の定員の2割以内であること
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む) 看護小規模多機能型居宅介護	市外被保険者 (調布市に住民登録がある住所地特例者を除く) の割合は、当該事業所の登録定員の2割以内であること
地域密着型通所介護	平成28年4月1日以降に新規で利用 (契約) された市外被保険者 (調布市に住民登録がある住所地特例者を除く) の割合は、当該事業所の利用定員の4割以内であること
全サービス共通	次に掲げる要件をいずれも満たしていること。ただし、調布市長が特に必要と認める場合はこの限りでない 1 他市町村長が当該事業所を指定する方針が固まっていること 2 市外被保険者の住所が、当該事業所の「通常の事業の実施区域」に隣接又は近接し、かつ、事業所との直線距離が概ね2キロメートル以内であること 3 住所地の同種の地域密着型サービスと比較し、当該事業所の利用が客観的かつ合理的に判断し妥当であること 4 市内被保険者で当該事業所の利用を希望される待機者がいないこと

2 市外事業所指定基準

(市外事業所を調布市長が指定する場合の基準)

サービスの種類	基準
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 (介護予防含む) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防含む) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	次に掲げる要件をいずれも満たしていること。ただし、調布市長が特に必要と認める場合はこの限りでない 1 他市町村長の同意が得られていること 2 調布市の利用者の住所が、当該事業所の「通常の事業の実施区域」に隣接又は近接し、かつ、事業所との直線距離が概ね2キロメートル以内であること